

## 「予防接種情報デジタル化 B 類先行実施」 参加団体募集

株式会社三菱総合研究所（以下、事務局）では、厚生労働省「予防接種事務デジタル化実証事業に関する調査研究」の一環として、以下の通り「予防接種情報デジタル化 B 類先行実施」（以下、本事業）に参加する自治体を公募いたします。

### 更新情報

2024 年 8 月 6 日 「4 申請団体に求める要件 (4)特定個人情報保護評価の対応」の内容を更新しました

### 1. 背景・目的

令和 4 年臨時国会において予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の一部改正により、予防接種事務のデジタル化に伴って必要となる措置が規定され、またその後、「医療 DX の推進に関する工程表」（令和 5 年 6 月 2 日 医療 DX 推進本部決定）が策定されており、同工程表において予防接種に関しては、「希望する自治体における事業を開始し、これらの取組を踏まえたシステム改善を行いながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国展開をしていく」こととされている。本事業においては、同工程表に基づき、希望する自治体において予防接種事務のデジタル化に必要な環境を導入して検証を実施する。

具体的には、国において自治体・被接種者・医療機関をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub : PMH）<sup>1</sup>を用意した上で、被接種者においては PMH と接続可能なマイナポータル上のデジタル予診票を利用し、医療機関においては PMH と接続可能なアプリケーション（以下、医療機関アプリ）を搭載したタブレット等を利用し、自治体、健康管理システム等ベンダ及び医療機関の参画を得てデータ連携する先行事業を行う。

### 2. 実施内容

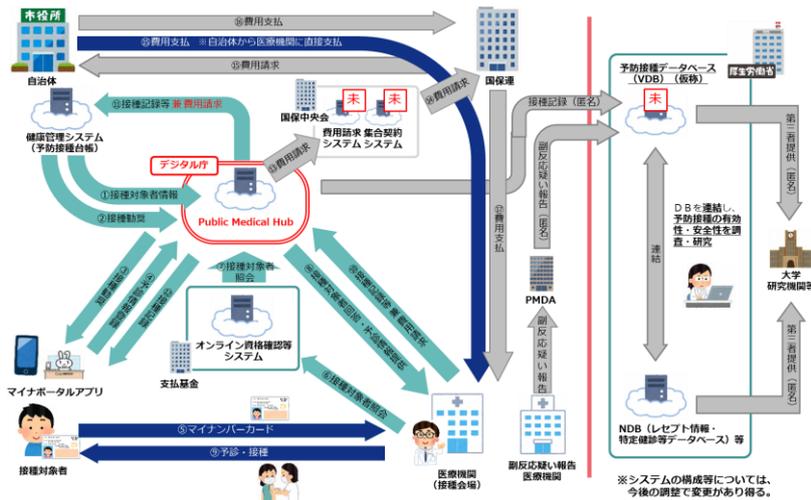
以下の一連のフローについて、予防接種情報のデータ連携ができる環境を整備し、データ連携における課題の抽出や対応策の検討に協力する。本事業では、以下の緑の→部分を対象に情報連携を実施する。なお、本事業で導入したデジタル化に必要な環境は、令和 7 年度以降も継続的に利用できるものとする。

---

<sup>1</sup> デジタル庁「Public Medical Hub (PMH) (医療費助成、予防接種、母子保健等のデジタル化)」

<https://digiden-service-catalog.digital.go.jp/commonbase/7966/>

図表 1 本事業で実施する予防接種情報のデータ連携範囲<sup>2</sup>



出所：第 59 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 資料 1 に三菱総合研究所加筆

検証は以下のステップで実施するものとする。

図表 2 検証のステップ<sup>3</sup>

Step0	公募申請 (本公募)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体から、医療機関、健康管理システム等ベンダに対して声掛けを行い、本事業への協力を取り付ける</li> <li>健康管理システム等ベンダから本事業参加にあたって必要な環境整備にかかる費用の見積の概算を入手する</li> </ul>
Step1	医療機関アプリ の選定 <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>採択された自治体向けに開催する医療機関アプリ説明会に参加し、医療機関において利用する医療機関アプリについて、自治体の希望を選択する</li> <li>希望をもとに、事務局において、各自治体にて利用する医療機関アプリを決定する（希望どおりに決定しない場合もあり得る）</li> </ul>
Step2	プレ先行実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該団体において PMH 等の利用が可能であるかの確認を目的として、数名の接種対象者（自治体職員の家族等）を選定して、デジタル化した予防接種を実施する（接種対象者や医療機関にご協力いただき、実データを用いた本番環境でのデータ連携や、実際の業務の流れを確認する）</li> </ul>
Step3	先行実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル化について住民に対して広く周知を行い、先行実施協力者を募って実施する</li> <li>プレ先行実施で明らかになった課題の改善後、準備が整った自治体から順次実施する</li> <li>定期的に情報共有、課題等についてお伺いする打合せを実施する</li> </ul>
Step4	結果整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業で得られた課題や知見について、事務局にて自治体、医療機関等へのインタビューを実施する</li> </ul>

<sup>2</sup> 図表 1 ⑩⑪に記載された費用請求については、令和 6 年度導入予定のシステムでは特別な機能は用意しておらず、接種記録が健康管理システム等に格納されたことをもって費用請求が行われたものとみなしていただき、格納された接種記録のデータから費用請求の件数等の内容を確認していただくことを想定している。

<sup>3</sup> 定期接種（A 類）、（B 類）双方を対象として実施する場合には、同一ベンダのアプリを利用することとする。

自治体、医療機関、健康管理システム等ベンダは、それぞれ以下を実施する。

(1) 自治体

- ・ 域内の医療機関（病院・診療所）に(2)に記載している内容の実施協力を取り付ける（採択後、自治体と医療機関の間で協定書を締結する）
- ・ 「6 資料の提供」に記載している資料を健康管理システム等ベンダに提供し、(3)に記載している内容の実施協力を取り付ける（採択後、自治体と健康管理システム等ベンダの間で協定書を締結する）
- ・ 医療機関アプリ説明会に参加し、希望する医療機関アプリを選択する
- ・ 自治体の健康管理システム等を PMH に接続し、接種対象者情報の登録を行う
- ・ プレ先行実施における接種対象者を募り、実施に向けた事前準備を実施する
- ・ 先行実施に向けた接種対象者募集のための周知広報を行うとともに、先行実施開始後も含めて、住民からの問い合わせに対応する
- ・ 医療機関と調整し、医療機関アプリベンダが実施するアプリの操作説明の機会を確保する
- ・ 医療機関アプリを通じて PMH に登録された接種記録を健康管理システム等に取り込む
- ・ 定期的な情報共有及び事務局が実施する結果整理に協力する
- ・ その他、必要に応じて本事業の実施に必要な事務局からの依頼に協力する

(2) 医療機関

- ・ デジタル予診票を利用した予防接種を希望する者が来院した際に、医療機関アプリを搭載したタブレット等<sup>4</sup>を用いて、受付、デジタル予診票の確認、接種記録の登録を行う
- ・ 事務局が実施する結果整理に協力する

(3) 健康管理システム等ベンダ

- ・ 「6 (1)提供する資料」に記載している資料に基づき、健康管理システム等を PMH に接続し、予防接種情報のデータ連携ができる環境を整備する
- ・ プレ先行実施における接種対象者の情報が PMH に登録できるよう支援する
- ・ 先行実施における接種対象者の情報が PMH に登録できるよう支援する
- ・ プレ先行実施及び先行実施における課題抽出に係る調査に協力する

### 3. 実施期間

採択決定日～令和 7 年 3 月 28 日

※令和 6 年度中に「2 実施内容」に記載の Step4 まで完了すること

※本事業で導入したデジタル化に必要な環境は、令和 7 年度以降も継続的に利用すること<sup>5</sup>

### 4. 申請団体に求める要件

申請団体は以下の要件を満たすこと。

(1) 体制

- ・ 1 つ以上の医療機関に 2(2)の協力を取り付けられていること

<sup>4</sup> 本事業において 1 医療機関に配付する端末は、病院の場合は 3 台、クリニックの場合は 2 台とする。医療機関アプリベンダと相談の上、自治体または医療機関の費用負担により端末数を増やすことは妨げない。

<sup>5</sup> 健康管理システム等の運用費については、本事業への採択後、今年度分も含めて自治体において負担すること。

- ・ 健康管理システム等ベンダに 2(3) の協力を取り付けられていること

(2) 対象とする予防接種

本事業に参加する自治体は、定期接種（B 類）での実施を必須とし、定期接種（A 類）での実施は任意とする。

図表 3 本事業の対象ワクチン

必須	定期接種 (B 類)	季節性インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス
任意	定期接種 (A 類)	ロタウイルス感染症、B 型肝炎、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、結核（BCG）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症、4 種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）、2 種混合（ジフテリア・破傷風） ※風しん（5 期）は除く

(3) 使用する予診票の様式

予診票の様式については、定期接種実施要領（「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添）にて定める標準様式を原則として用いること。

(4) 特定個人情報保護評価の対応

特定個人情報保護評価（PIA）における対象事務の評価が、以下のいずれかに該当すること

- ・ 基礎項目評価または評価不要
- ・ 「基礎項目評価 + 重点項目評価」であり、~~10 月初旬~~まで **10 月中**に提出公表が完了する見込みである

本事業は特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う事務であり、特定個人情報保護評価の実施が必要になるため、健康管理システムの環境整備に着手するまでに評価が完了している必要がある<sup>6</sup>。

(5) PMH システム利用規約への同意

以下の Public Medical Hub システム利用規約（自治体向け）に同意すること。なお、同意手続の詳細は採択団体に個別に事務局より案内する。

Public Medical Hub システム利用規約（自治体向け）	<a href="https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a0d6a186-eb19-4137-9d5e-4764139564f7/d301909b/20240531_policies_health_terms-and-conditions_04.pdf">https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a0d6a186-eb19-4137-9d5e-4764139564f7/d301909b/20240531_policies_health_terms-and-conditions_04.pdf</a>
------------------------------------	---

5. 申請にかかる手続き

(1) 申請方法

<sup>6</sup> 特定個人情報保護評価は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える可能性の高さにより「しきい値判断」を行い、その結果に基づき、評価方法が異なる。詳細は以下のページを参照し、自団体の状況に応じて適切に準備すること  
個人情報保護委員会「特定個人情報保護評価」 <https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>

以下の公募受付フォームより必要事項を記載し、応募すること。なお、本フォームでは記入事項の一時保存及び回答完了後の修正ができないため、あらかじめ「公募受付フォーム記載事項」を確認し、申請に必要な情報を準備の上、入力すること。

なお、公募受付フォーム内に、健康管理システム等の環境整備にかかる費用を記載する必要がある。記載に当たっては、健康管理システム等ベンダから見積を取得した上で、概算の費用を記載することが望ましい。

公募受付フォーム	<a href="https://questant.jp/q/EJRTH4P9">https://questant.jp/q/EJRTH4P9</a>
----------	---

(2) 申請締切

2024年9月4日(水)正午

## 6. 資料の提供

本事業への応募を検討するにあたり必要な資料は、下記の公募サイト内「3.資料について」から確認すること。

公募サイト	<a href="https://pubpjt.mri.co.jp/publicoffer/20240731.html">https://pubpjt.mri.co.jp/publicoffer/20240731.html</a>
-------	---

(1) 提供する資料

公募サイトに掲載する資料は以下の4種類とする。

- ・ 別添 1\_【R6 予防接種\_定期接種 B 類】システム改修概要説明
- ・ 別添 2\_健康管理システム等ベンダ向け仕様書（案）
- ・ 別添 3\_ PIA ひな形

(2) 参考資料

その他、PMHに関する詳細はデジタル庁 HP (<https://www.digital.go.jp/policies/health/public-medical-hub>) を確認すること。

## 7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、公募受付フォームに記載いただいた内容をもとに、厚生労働省にて(2)の考え方に照らして、総合的に判断する。なお、応募期間締切後に、必要に応じて電話またはメールにて申請内容に関する確認を実施することがある。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて評価する。

- ・ 医療機関の協力体制に実現可能性があるか
- ・ 健康管理システム等ベンダの協力体制に実現可能性があるか
- ・ 健康管理システム等ベンダの見積に妥当性があるか
- ・ 定期接種（B 類）に加え、任意としている定期接種（A 類）の実施を想定しているか
- ・ 使用する予診票の様式（B 類、A 類）について、4(3)に記載している標準様式を用いることが可能か

(3) 採択予定件数

数件程度

(4) 採択結果の通知時期及び方法

2024 年 9 月中旬にメールにて、内示の通知をする。

また、採択団体の情報については、事務局または厚生労働省のホームページで公表する可能性がある。

## 8. 契約・費用負担等

本事業を実施するために必要な以下の費用は、その合理性を判定した上で、事務局より各費用発生者に支払う。

図表 4 費用負担の考え方

項目	対象経費	備考
健康管理システム等	<ul style="list-style-type: none"><li>自治体における健康管理システム等と PMH との接続にかかる環境整備費用<sup>7</sup></li><li>定期接種（B 類）に係る予防接種情報のデータ連携を実施するために必要な環境の整備にかかる費用</li><li>定期接種（A 類）に係る予防接種情報のデータ連携を実施するために必要な環境の整備にかかる費用<sup>8</sup></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>事務局が健康管理システム等ベンダと契約し費用を支払う</li><li>申請時点で自治体が自団体のベンダから見積を取得する</li></ul>
医療機関アプリ	<ul style="list-style-type: none"><li>医療機関アプリ利用料</li><li>医療機関アプリを搭載したタブレット等利用料</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>事務局が医療機関アプリベンダと契約し費用を支払う</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>周知広報に用いるリーフレット等の印刷料</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>事務局が印刷し、印刷済みのものを自治体に配布</li></ul>

## 9. 質問受付について

本事業に関するお問合せは、下記フォームに必要事項を記入すること。なお、回答には数日程度いただくことがあるため、余裕をもって質問すること。（2024 年 8 月 28 日(水)正午締切）

質問受付フォーム	<a href="https://questant.jp/q/OA1GGMRW">https://questant.jp/q/OA1GGMRW</a>
----------	---

<sup>7</sup> 「予防接種情報デジタル化 A 類先行実施」またはその他子ども家庭庁事業などで健康管理システム等と PMH との接続がなされている場合は、新たに改修が必要と認められたもののみ対象とする

<sup>8</sup> 本事業において定期接種（A 類）も対象とする場合のみ